

議案第58号

福岡市民生委員定数条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成31年 2月20日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、民生委員の定数について、地域の実情を踏まえた設定を行うため、基準を定める必要があるによる。

福岡市民生委員定数条例の一部を改正する条例

福岡市民生委員定数条例（平成26年福岡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条中「2,496人」を「220以上440以下のいずれかの数の世帯ごとに1人の民生委員を置くことを基準として、規則で定める数」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。